

役員・評議員及び評議員選任・解任委員会委員の 報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朋輝福社会の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員・評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に、評議員が評議員会に、又監事が理事会・評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払う。

2 交通費は下記の区分で支払う。

- (1) 郷原町内在住者については支払の対象外とする。
- (2) 呉市内在住者には1回出席につき2,500円を支払う。
- (3) 呉市外在住者には1回の出席につき5,000円を支払う。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命をうけてその業務にあたった場合には、別表2による報酬及び交通費を支払う。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命をうけてその業務にあたった場合には、別表2による報酬及び交通費を支払う。

なお、評議員に対して、評議員会及び評議員会以外での報酬は、1人あたりの各年度の総額が40,000円を超えない範囲とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表3による報酬及び交通費を支払う。

(評議員選任・解任委員会の出席)

第6条 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表4により報酬及び交通費を支払う。

(宿泊出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のために宿泊を伴う出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支払う。

- 2 旅費は実費を支払う。
- 3 業務遂行に必要な経費(研修代、資料代、交流会費、移動代)は、実費を原則として支払う。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 6 出張終了後は、速やかに出張報告書を理事長に提出しなければならない。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。(施設の規程を準用する。)

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2号に定める報酬等の基準として公表する

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

第3条 (理事会及び評議員会の出席)

別表1

名 称	報 酬	交通費支給区分	
		郷原町内在住	—
理事会・評議員会 出席報酬等	10,000円	呉市内在住	2,500円
		呉市外在住	5,000円

第4条 (理事及び評議員の報酬)

別表2

名 称	報 酬		交通費
	半日	10,000円	
理事及び評議員 業務報酬等	全日	20,000円	別表1の支給区分 と同様

第5条 (監事の報酬)

別表3

名 称	報 酬		交通費
	半日	10,000円	
監事業務及び監査 業務報酬等	全日	20,000円	別表1の支給区分 と同様

第6条 (評議員選任・解任委員会の出席)

別表4

名 称	報 酬	交通費
評議員選任・解任委員会 委員出席報酬等	5,000円	別表1の支給区分と同様

第7条 (宿泊出張旅費)

別表5

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他必要経費
実 費	実 費	20,000円	実 費